

答申第565号

平成24年2月6日

神奈川県公安委員会
委員長 小森 良治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀 部 政 男

行政文書公開請求に係る処分に関する不服申立てについて（答申）

平成23年9月7日付けで諮問された納付命令の取扱いに関する規則等公開の件（諮問第618号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、神奈川県公安委員会の権限に属する事務の代行処理に関する規程を特定し公開したことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経緯

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例第9条の規定に基づき、平成23年8月15日付けで、神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対して、神奈川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が放置違反金の納付命令に係る事務を警察本部長に取り扱わせる旨を規定した公安委員会の規則等（以下「本件請求対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、警察本部長は、平成23年8月17日付けで、「神奈川県公安委員会の権限に属する事務の代行処理に関する規程（昭和52年神奈川県公安委員会訓令第2号）」（以下「本件行政文書」という。）を本件請求の対象となる行政文書として特定した上で、本件行政文書の全部を公開する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、本件行政文書は不服申立人が求める文書ではないとして、平成23年8月28日付けで警察本部長に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てを行った。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 本件請求に対して実施機関が本件行政文書を特定したのは、誤りである。
本件行政文書の別表（以下「本件別表」という。）の道路交通法（以下「道交法」という。）の項中第51条の4第4項の項の内容欄（以下「本件内容欄」という。）に記載されている警察本部長が代行処理する事務の内容は納付命令書の送付であり、納付命令事務については記載されていないから、本件行政文書は不服申立人が求める文書ではない。
- (2) 道交法において見出しが付されている条について当該見出しと本件別表

の内容欄とを比較すると、本件別表の内容欄にはいずれも具体的な事務の内容が記載されている。

(3) 道交法第51条の4第4項は、納付命令書の送付について何ら規定していないから、本件内容欄は同項の内容を分かりやすく包括的に示しているとの実施機関の説明には根拠がない。

(4) 本件別表の内容欄の記載は、警察本部長が公安委員会の名において代行処理することができる個々の事務内容である。

したがって、本件内容欄に基づき警察本部長が代行処理することができるのは納付命令書の送付のみであって、放置違反金の納付命令に係る事務の代行処理については規定されていない。

(5) 本件別表の道交法の項中第51条の4第16項の項の内容欄には納付命令の取消しと、同条第17項の項の内容欄には納付命令の取消通知書の送付と記載されていることから、納付命令事務と納付命令書の送付事務が異なるものであることは明らかである。

4 実施機関（警察本部総務部総務課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件請求は、本件請求対象文書を求めるものであり、実施機関は、神奈川県公安委員会行政文書管理規則（平成13年神奈川県公安委員会規則第12号）第3条の規定に基づき保有している本件行政文書を特定した。

(2) 本件内容欄は、道交法第51条の4第4項に規定する事務を警察本部長が代行処理する事務として規定したものであり、同項の事務とは放置違反金の納付命令に係る事務を示すことは明らかであるから、本件行政文書の特定に誤りはない。

なお、同項には個別の見出しが付されていないことから、内容を分かりやすく包括的に示す趣旨で本件内容欄に「納付命令書の送付」と記載している。

(3) 本件請求対象文書は、本件行政文書以外には存在しない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、公安委員会の権限に属する事務の一部を警察本部長に代行処理させるために必要な事項を定めた公安委員会訓令である。

実施機関において代行処理とは、公安委員会が意思決定すべき事務を警察本部長が内部的に代わって意思決定をすることであり、代行事務に係る事案の内容を外部に表示する場合は、公安委員会の名義を用いることとなっている。

(2) 本件請求対象文書の特定について

ア 不服申立人は、本件内容欄に記載されている警察本部長が代行処理する事務の内容は納付命令書の送付であり、納付命令事務については記載されていないから、本件行政文書は不服申立人が求める文書ではないと主張している。

イ 実施機関は、本件内容欄は道交法第51条の4第4項に規定する事務を警察本部長が代行処理する事務として規定したものであり、同項の事務とは放置違反金の納付命令に係る事務を示すことは明らかであるから、本件行政文書の特定に誤りはないと説明している。

ウ 当審査会において確認したところ、放置違反金の納付命令事務について法令には代行処理を禁ずる旨の規定はないことから、公安委員会において内部的な事務処理方法を指示できると認められる。

エ 当審査会において、放置違反金の納付命令事務に係る道交法第51条の4第4項から同条第17項までの規定と本件別表の該当する条項の項の内容欄とを比較検討したところ、規定に基づく事務の内容が内部の意思決定にとどまることが明らかな同条第16項の項を除き、意思決定等を最終的に外部に表示する場面における具体的な事務の内容が統一的、網羅的に各内容欄に記載されていることが認められる。

本件別表の記載形式から、公安委員会は、放置違反金の納付命令に係る前記各項に基づく事務について、意思決定から表示行為等までを一連の事務として警察本部長において代行処理することを指示しているものと解される。

オ したがって、本件別表は、掲げられた法令の各条項に基づく事務につ

いて、本件行政文書が第2条ただし書に規定する場合を除き、包括的に警察本部長の代行処理事務とする趣旨であると解され、本件内容欄は道交法第51条の4第4項に規定する事務を警察本部長が代行処理する事務として規定したものであり、同項の事務とは放置違反金の納付命令に係る事務を示すとの実施機関の説明に、不合理な点は認められない。

カ 以上のことから、本件行政文書は不服申立人が求める趣旨の文書であり、実施機関が本件請求に対して本件行政文書を特定し公開したことは、妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年9月8日	○ 諮問受理
9月8日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9月28日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
10月4日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
10月18日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
11月15日 (第107回部会)	○ 審議
平成24年1月16日 (第108回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
柿 崎 環	東洋大学法科大学院教授	部 会 員
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	部 会 員 会長職務代理者
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴 木 敏 子	横浜国立大学教授	
西 津 政 信	東 海 大 学 教 授	
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成 24 年 2 月 6 日現在) (五十音順)